

〔『法学新報』第32卷7(367)号 大正11年7月5日〕

○弁護士法改正の議 現行弁護士法は明治二十六年旧代言人

規則の廃止に代り施行せられたるものにして之か改正は年来の

懸案たりしか本年愈々其の実行に着手することとなり司法大臣は右弁護士法改正に關し全国弁護士会に対し(第一)弁護士たるには判事検事たる資格を有する者及試験に合格し一定の期間実務の修習を為し考試を終ることを要するものとすべきや(第二)弁護士の遵守すべき事項を明示し宣誓を為さしむべきや(第三)身体又は精神の衰弱に因り職務を執ること能はざるに至りたる弁護士の登録取消の途を開くべきや(第四)弁護士の所屬を本とし職務を執行することを得べき裁判所を限定すべきや其限定標準如何大審院所屬の弁護士を定むべきや(第五)弁護士は成功謝金を受くることを得ざるものとすべきや(第六)弁護士に対しては懲戒裁判に依る外弁護士会に於て或限度の懲戒を為すことを得べきものとすべきや懲戒決議に対しては懲戒裁判所に不服の申立を為すことを得べきものとすべきやの六項を諮問したり而して右に対する弁護士会の答申は大体に於て反対なりと云ふ因に東京弁護士会の答申左の如し

大正十一年五月廿九日附司法省刑事第二七三五号を以て現行弁護士法改正に關し諮問相成候件に付答申すること左の如し

第一、其の必要なし 現今に於ても事実上相当の期間実務の修習を為すを常とし何等の弊害を認めず故に強制的に修習考試の制度を設くるの必要なし

第二、其の必要なし(一) 弁護士の地位品格及び職務に鑑み宣誓の制度を設くる必要なし(二) 我が国は外国と宗教及び風俗を異にするを以て宣誓を為さしむるは無意

義なり(三) 今日に於て斯の如き形式的制度を設けんとするは甚だしき時代錯誤なり

第 三、其の必要なし 今日の実状に於て何等の弊害を認めざるに由り人為的淘汰の制度を設くるの必要なし

第 四、其の必要なし(一) 国民が自己の信頼する弁護士を自由に撰択するの途を塞ぎ人権の伸長に不当なる制度を加ふるものなり(二) 弁護士の職務の自由に対し濫に制限を加ふるものにして(三) 交通機関完備し且画一的法規行はる、我国の現状に於ては地域的制限を設くるの必要なし(四) 弁護士が各地に於て自由にその職務を行ふは朝野法曹に刺戟を与へ全体的に円満なる向上發達を助成するの利益あり

第 五、其の必要なし(一) 我国に於て慣習となりたる所謂成功謝金は手数料と併せて労務に対する相当なる報酬を形成するものにして何等の弊害を認めず(二) 我国の現状に於て成功謝金を受くることを得ざるものとせは資力乏しき者は遂に権利伸長の途を杜絶するに至る虞あり

第 六、其の必要なし 弁護士会を法人とし其の自治制を確立し懲戒権はこれを弁護士会に属しむるを至当とす